

入居のお申し込みについて

1. 入居対象者

- ・介護保険の要介護認定を受けられており、要介護度が3～5に認定されている方
- ・介護保険の要介護認定を受けられており、要介護度が1～2に認定され、*特例入所の要件に該当する方。

*特例要件とは…（要介護1・2の方でお申込みの場合、下記の要件に該当しており、その具体的な理由も申込書にご記入ください。

- ① 認知症を患い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障がい、精神障がい等に伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動が意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族は高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ・日常生活を送る上でご家族の介護を受けることが困難な方
 - ・病状が安定しており、継続した治療の必要がない方（当施設は治療を目的とする施設とは異なり日常生活を支援する施設となります。）

2. 入居申請に関わる必要書類

- (1) 入居申込書
- (2) 介護保険被保険者証の写し
- (3) 介護保険負担割合証の写し
- (4) 介護保険要介護認定調査票の写し（お住まいの区役所又は市町村の介護保険課に請求してください）
- (5) 介護保険負担限度額認定証の写し（該当者）
- (6) 介護保険料納入通知書の写し
（介護保険負担限度額認定証の写しを提出していただく方は必要ありません）
- (7) 直近3ヶ月間の介護サービス利用票及びその別表の写し
（在宅で介護保険サービスを利用されている方）
- (8) 直近のサービス計画書の写し
（在宅で介護保険サービスを利用されている方、介護保険施設に入居されている方）

<裏面もご覧ください>

3. 入居までの流れ

(1) 相談・入居申し込み

- ・ご相談又はご不明な点のある方は、月曜日～金曜日(土・日・祝祭日を除く)午前9時～午後5時30分まで、下記<お問い合わせ先>までご連絡ください。

(2) 入居一次判定基準評価

- ・入居の決定は、『札幌市特別養護老人ホーム入所指針』に則っておこないます。
- ・入居申し込み受付後に、入居検討委員会を開き、評価要素に基づく評価(1次評価)により一次判定ランクを決定いたします。
- ・ランクは入居必要性の順に AからCの3段階に分けられます。
- ・入居については、時系列の申し込み順によるものではなく、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、介護サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者が優先となります。

(3) 入居判定委員会

- ・入居検討委員会の結果を経た後、入居対象者には事前面談を行います(当施設の受入態勢が整った段階となります)。その後、入居判定委員会にて、一次判定及び事前面談の内容等を基に総合的に判断し、入居可否の最終決定をいたします。
- ・入居の可否については、入居申込書に記載されている申込者(連絡先)に連絡させていただきます。
- ・入居決定の方に付きましては、入居日を調整のうえ、随時入居していただきます。
- ・入居申し込みを頂いた方のうち、「待機者」となった方については、入居選考者名簿に登録させていただきますので再度お申し込みいただく必要はありません。

<お問い合わせ先>

社会福祉法人 溪仁会

介護老人福祉施設 月寒あさがおの郷

〒062-0021

札幌市豊平区月寒西1条11丁目2-35

TEL 011-858-3333 FAX 011-858-3355

担当 (やま たま ・ まきの 野)